

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、本州四国連絡橋公団（以下「公団」という。）の危機的な財務状況にかんがみ、公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき措置として、政府による公団の債務の承継に関する特別措置について定めるものとする。 （第一条関係）

第二 一般会計による債務の承継等

- 1 政府は、この法律の施行の時において、その時における次に掲げる公団の債務で政令で定めるものを、一般会計において承継するものとする。 （第二条第一項関係）
 - 一 長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以前に発生している利息のうち、施行日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務

- 二 本州四国連絡橋債券に係る債務（施行日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。）

2 1により政府が承継する債務は、公団が、当該債務の負担の軽減により、その余の債務を着実に減少させることができるように政令で定めるものとする。 (第二条第二項関係)

3 その他債務の承継に関する所要の規定の整備を行うものとする。 (第三条関係)

第三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則関係)